

大田市立病院  
公営企業会計システム更新業務に関する  
仕様書

令和2年8月

大田市立病院

## 第1 業務の目的

### 1 システム名称

大田市立病院公営企業会計システム（以下「システム」という。）

### 2 システム構築及び運用の目的

現行システムも当初導入より令和2年3月末で6年を経過し、耐用年数を超過している。また将来的な制度改正も見込んで、新たにシステムを構築導入し対応に備えることにより、大田市立病院における予算管理・経理処理・会計処理の業務に関する事務の効率化を図るとともに、固定資産データの有効活用を図り合わせて病院事務の効率化を図ることを目的とする。

システム運用開始は令和3年4月1日からとし、令和3年度会計業務は新システムにて遂行する。

## 第2 業務範囲

システムの構築並びにデータ移行に関する次の業務を行う。

### 1 業務範囲

#### (1) システム構築

- ・ 公営企業会計用パッケージソフトをベースとしたシステム構築設計
- ・ 機器の選定、調達、搬入、設置及び初期設定
- ・ 運用テスト（仮稼動期間中の運用・保守を含む。）
- ・ 操作研修

#### (2) データ移行

- ・ 既存システムから新システムへのデータ移行

### 2 納入場所

島根県 大田市立病院

### 3 納期

令和3年3月31日

### 4 調達範囲等

本業務の調達範囲は、次のとおりとする。

#### (1) システム構築

- ・ システム構築費用
- ・ ハードウェア費用
- ・ ソフトウェア費用

- ・ カスタマイズ費用
- ・ 環境構築費用
- ・ テスト費用
- ・ テスト期間中の運用・保守
- ・ 操作研修費用

(2) データ移行

- ・ データ移行費
- ・ テスト費用

5 納入書類

- ・ ハードウェア仕様書 (構成ハードウェア・内容)
- ・ ソフトウェア仕様書 (構成ソフトウェア・内容)
- ・ 操作説明書 (※電子媒体)
- ・ 議事録・作業実施報告書

第3 企業会計システム要件

1 システム構成要件

(1) 仮想環境対応

当院が用意する VMware による仮想環境に公営企業会計システムをインストールすること。ただし、OS、データベース等のライセンスは必要なバージョン、数量を受注業者が準備すること。

(2) ハードウェア (クライアント 2 台、プリンタ 1 台)

ハードウェア設置場所

太田市立病院 事務室

ア クライアント台数=2 台

OS Windows 10 Pro (64bit)

CPU 1 ギガヘルツ (GHz)以上

メモリ 4GB 以上

HDD 200GB

Internet Explorer 11

その他 Microsoft Office Standard 2019 (64bit)

イ プリンター (モノクロプリンター) 1 台

(3) ソフトウェア(システム)

- ・ 会計基本システム (収入・支出管理)
- ・ 予算管理システム

- ・ 固定資産管理システム
- ・ 決算管理システム

## 2 システムの基本要件

### (1) システム開発及び柔軟性

- ・ 自社開発によるパッケージソフトであること。パッケージソフトにおける柔軟なカスタマイズ及び公営企業会計業務に精通したサポート体制の構築を可能とすること。

### (2) システムサポート

- ・ 平成 26 年度の制度改正後から高度な専門性を必要とする地方公営企業会計制度について、精通したスタッフにより必要な支援を行うこと。
- ・ 基本的にはオンサイトで現地に訪問して対応すること。
- ・ 緊急の対応について 2 時間以内にオンサイト対応とする。

### (3) データ移行

- ・ 既存システムの必要なデータを新システムへ全て移行できること。予算、勘定科目・債権債務者・金融機関・固定資産データ等、必要なデータは全て受注業者側で入力するものとする。また、移行出来ないデータについては、協議のうえ調整を図るものとする。

### (4) セキュリティ対策

- ・ セキュリティを確保できない状態でのリモート及び無線通信は行わない。
- ・ システムで使用するソフトについては、情報セキュリティ上問題となるおそれのあるソフト(例:セキュリティホールが指摘され、バッチ処理がされていないアプリケーション)を使用しないこと。

### (5) バックアップ

- ・ 当院が定めるバックアップサーバに毎晩、公営企業会計システムのバックアップデータを保存すること。

## 3 システムの機能要件

### (1) 共通事項

- ・ 法改正、システムの拡張、他のシステムとの連携といった将来の環境変化に対し容易に低コストで対応できるように、拡張性をもたせたシステムとすること。
- ・ 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)、同法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)、同法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)等の関係法令及び公営企業の経理の手引(財)地方財務協会発行に適合したシステムとすること。

### (2) 個別事項

- ・ システムの個別機能は、別紙「公営企業会計システム機能仕様書兼確認書」中に挙げている機能を原則満たすものであること(一部、仕様書と重複している項目あり)

#### 第4 データ移行及びマスタ入力

データ移行は、下表の項目に挙げた現行システムのデータをすべて新システムへ引き継ぐ。(データ形式・内容は協議による)

##### 1 データ移行項目

項目		大田市立病院
1	所属	新規作成
2	予算科目	新規作成 (参考となるひな形を提示すること)
3	勘定科目	新規作成 (参考となるひな形を提示すること)
4	仕訳テーブル	新規作成 (参考となるひな形を提示すること)
5	相手方マスタ	新規作成
6	金融機関	発注者と受注者が協議を行い、最新のデータを移行する。
7	固定資産データ	令和2年度までのデータを全て移行する。

##### 2 マスタ入力

- ・ 上記以外のコード類 (予算・勘定科目、金融機関、債権者・債務者) は、受注業者のフォーマット等によりデータ入力 (移行) を行うこと。

#### 第5 サポートその他

##### 1 操作マニュアル

- ・ 操作方法、機能の説明に加え、要所に具体的な画面や帳票を用いて、初めて操作する者にも分かりやすい内容とすること。
- ・ ヒューマンエラーに対応するよう操作中にポップアップなどでエラー表示を行い、対処方法を分かりやすく表示すること。
- ・ システム操作においても、操作マニュアルの役目を果たす入力ガイダンス機能を充実させること。

##### 2 職員研修

- (1) 大田市立病院と協議の上、受注業者において研修計画を作成すること。なお、最低限必要な研修は、次のとおりとする。

#### ア 職員研修

内容 : 共通操作 予算入力管理  
共通操作 調定収納管理 支払管理

#### イ 管理者研修

内容 : システムの管理に関すること  
共通操作 予算査定管理  
共通操作 予算・決算管理  
共通操作 月次処理

(2) 研修方法は、WEB 会議システムを使用したリモート研修とする。

(3) 研修に使用する資料は、受注業者が用意すること。

### 3 システムの運用・保守・管理

- ・ 保守・管理のしやすさや費用の低減に配慮されたシステムであること。
- ・ 適切な保守管理体制が構築できること（リモート限定の保守体制は不可とする。）。
- ・ アプリケーションソフトの保守については、情報提供、操作指導、照会対応、障害一次切り分け、不良箇所の修復及びパッケージのバージョンアップ(リビジョンアップを含む。以下同じ。) 対応を含むものとする。  
※なお、パッケージのバージョンアップについては、帳票名・管理者名・文書記号の変更のような微細なプログラム修正を含むものとする。
- ・ 障害が発生した場合は、発生箇所がハードウェア及びソフトウェアのいずれかにかかわらず、一次的な対応は受注業者が責任を持って行い、早急に対応するものとする。この際の連絡は、大田市立病院から受注業者に対して行うものとし、大田市立病院に赴き作業を行う必要がある場合は、出向いて作業を開始することとするが、状況により大田市立病院と協議を行うこと。また、日々の病院業務に極力支障が生じないようにすること。

### 4 その他

#### (1) 守秘義務に関すること

- ・ 受注業者は、業務の実施に当たり知り得た情報に関して守秘義務を負うため、大田市立病院と綿密に協議打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、守秘義務を遵守すること。
- ・ 個人情報については、漏洩、滅失及び棄損の防止に留意し、適切な管理を行うこと。
- ・ 業務の目的を達成するために、個人情報を取扱う場合は、必要最少限の範囲にとどめること。

#### (2) 業務実施に関すること

- ・ 受注業者は、必要に応じて大田市立病院が指定する場所で業務を実施すること。また、大田市立病院は、業務に必要な資料を受注業者に貸与する。

- 受注業者は、大田市立病院から貸与された資料は、終了後速やかに大田市立病院に返還すること。
- 業務の実施により他に損害を与えた場合は、すべて受注業者の責任において処理すること。